

卒業認定に関する方針

本校を卒業するためには、学則に定める修業年限以上在学し、以下の評価規程に則り、指定された必修科目及び選択科目を修得しなければならない。

評 価 規 程

第1章 評 定

第1条 単位取得についての成績の評定は、各科目にてこれを行なう。

第2条 成績は、筆記試験、論文試験及び実技試験において総合的に行なう。但し、修学状況、出席状況を加味して評価することもある。

(1) 評点は100点法を以て行い、50点以上を合格とする。

(2) 年度末成績評価の平均が50点以上であること。

(3) 評定は次のとおりとし、次のいずれかで表す。

100点～85点 …… 優

84点～70点 …… 良

69点～50点 …… 可

49点以下 …………… 不可（不合格）

第3条 筆記試験にて不正行為があった時は、全科目を不合格とする。

第4条 正当な理由なくして受験しなかった場合は、当該試験は不合格とし、追試験を受ける資格は認めない。

第5条 病気等のため、期末試験を受ける事が出来ない場合は、診断書もしくは、保証人連署の上、願い出ること。

第2章 単 位

第6条 単位は、各科目の評定及び出席時間数により認定する。評定が不可の時、もしくは出席時間数が当該総授業時間数の3分の2に満たないときは、単位を認定しない。なお、試験・研修などは授業時間数に加える。

第3章 出 席

第7条 授業時間数は、1単位時間45分とし、卒業までに履修する時間数は1,888時間以上とする。

第8条 遅刻は、各科目始業30分以内とし、それ以後は認めない。早退は、各科目終業30分前以降とする。

第9条 出欠の調査は、出席簿によるか、出席表を用いて各時間各科目、始業後、教職員によりこれを行なう。遅刻、早退は教務室にて直接届け出用紙を提出するものとする。

第4章 留 年

第10条 評定不可の科目がある場合、再試験を行う。再試験後1科目でも不合格がある場合は、留年の対象とする。

第11条 留年者の学内における身分は、すべて普通学生と同じである。留年者は留年期間の全授業を受講し、期末試験を受験するものとする。出席についても第3章を適用する。

第12条 留年期間は2ヵ年以内とし、不当な理由による留年はこれを認めない。留年にて同一学年2ヵ年を超える場合は除籍する。

第13条 留年期間中は授業料その他の校納金を、当該年度分と同額を納入しなければならない。